

## 東徳島医療センター受託研究取扱規程の運用について

第1条 東徳島医療センター（以下「当院」という。）における受託研究の取扱いについては、東徳島医療センター受託研究取扱規程（以下「規程」という。）による。  
また、その他に「東徳島医療センター受託研究審査委員会規程」「東徳島医療センター受託研究事務局規程」を定める。

第2条 受託研究を行うため、「東徳島医療センターにおける企業主導治験に係る標準業務手順書」「東徳島医療センターにおける企業主導治験に係る受託研究審査委員会標準業務手順書」「東徳島医療センターにおける企業主導治験に係る直接閲覧を伴うモニタリングの受入れに関する標準業務手順書」「東徳島医療センターにおける企業主導治験に係る監査の受入れに関する標準業務手順書」を定め実施する。  
二 治験等に関する研究以外の受託研究及び倫理研究についても同手順書を準用する。

### 附則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。  
平成22年10月 1日一部改正  
平成26年 9月 1日一部改正